

対策 & 支援

災害に強い住まいづくりの支援をします

地震や台風などの災害から大切な住まいと家族を守るため、住宅の安全対策に使える補助金制度があります。もしもの備えは早めが安心。この機会にぜひ活用ください。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係 (☎35-0957)

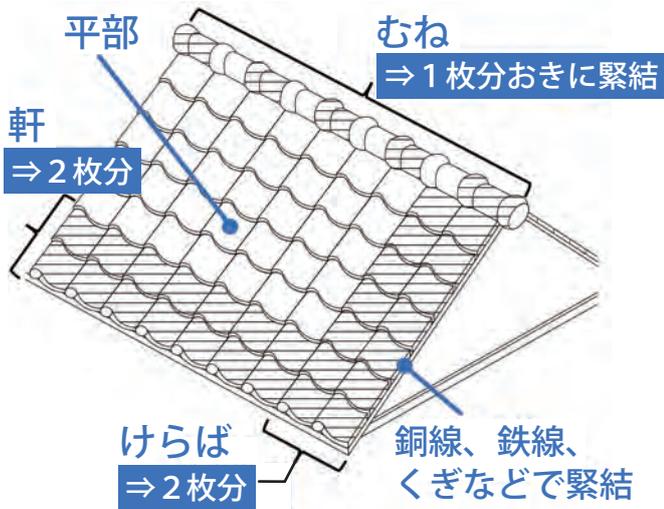
台風 に備えよう

● 瓦屋根の耐風診断・改修にかかる費用を補助します

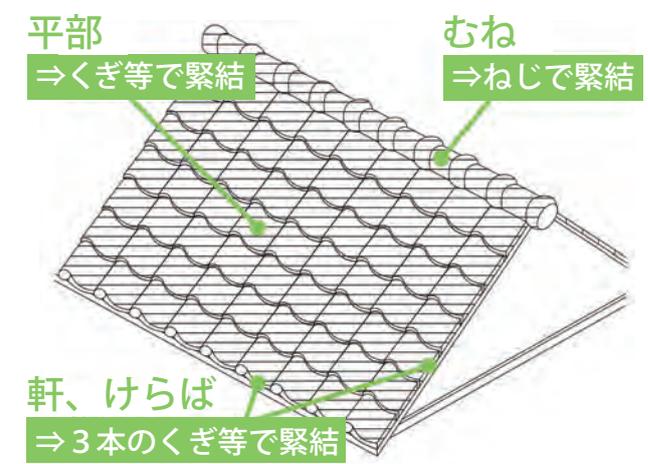
市では建築基準法の基準を満たしていない瓦屋根の耐風診断と耐風改修を一体的に補助しています。建築基準法の改正前の基準により施工された瓦屋根は、強風により脱落や飛散する可能性があるため、耐風診断と耐風改修を行い、自然災害に備えましょう。また、瓦を固定することにより、地震発生時の被害を軽減することにもつながります。

改正前と改正後の違い

改正前 下記図の網掛け部の瓦のみが緊結対象



改正後 全ての瓦(けらば、むね、平部)が緊結対象



補助対象 令和3年12月31日以前に建築された瓦屋根の住宅の所有者または居住者

※長屋、共同住宅、併用住宅(床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る)を含みます。
※所有者以外の申請の場合、所有者の承諾が必要です。

制度の詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



対象だったら…

まずは診断を依頼しましょう

瓦屋根の緊結方法が建築基準法の告示基準を満たしているか、専門家(瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技師、かわらぶき技能士など)に依頼しましょう。診断にかかった費用を以下のとおり補助します。

補助額 耐風診断費用と1棟あたり3万1,500円を比較しいずれか低い方の3分の2

【上限】2万1,000円 ※1,000円未満切り捨て

改修工事が必要だと診断を受けたら…

改修工事をしましょう

耐風診断の結果、改正基準に適合しない瓦屋根であることが判明した場合、基準を満たす屋根へ改修しましょう。工事費用を以下のとおり補助します。

補助額 耐風改修工事費用と屋根面積×2万4,000円(上限240万円)を比較しいずれか低い方の23%
【上限】55万2,000円 ※1,000円未満切り捨て